

別添資料4-5 本施設等におけるセキュリティに関する考え方

「官庁施設の防犯に関する基準」3.1性能の水準の「想定される脅威」、「3.2.2建築に関する事項」、「3.2.3防犯設備に関する事項」については、以下の通りとする。

1. 想定される脅威について

脅威は、守るべき対象の種類、重要度等を考慮して設定する。

(1) 守るべき対象に対する脅威の種類

- a. 財産：窃盗、機器破損、施設機能の破壊、情報の盗取・盗読
- b. 職員、その他職員、来庁者等：暴行、脅迫、業務妨害

(2) 脅威の規模

- a. 単独犯行・組織犯行

(3) 脅威の破壊強度

- a. 日常工具・軽工具・重工具・電動工具

2. 建築に関する事項について

(1) 事業敷地外周及び本施設の建物外周

外構に設置する工作物等は、建物から適切に離隔するなど、よじ登りを防止する。

(2) 開口部等

建物の接地階から少なくとも3層にわたる範囲における、外壁に面する窓、給排気口等の開口部は、容易に破壊されることがないように、十分な耐破壊強度を有するものとする。これが困難な場合は、十分な強度を有する格子等により侵入防止措置を講ずるか、防犯センサ等により侵入を早期に検知し、被害を未然に防ぐことができるよう配慮する。

(3) 共用部等

本施設のエントランスホール、廊下等の共用部、官用車庫、来庁者用駐車場、官用自転車置場、来庁者用駐輪場などは、自然監視性を確保するため、死角となる場所を極力設けないよう計画する。また、執務時間中に建物内の死角に潜伏し、職員が退庁した後、窃盗を行う（いわゆる「入り待ち」）を防ぐよう配慮した計画とする。

(4) 重要な室等の配置

重要な室等は、本要求水準によるほか、その重要性を考慮し、犯罪企図者が容易に侵入できない配置とすることが望ましい。また、天井内からの侵入を考慮し、壁はスラブ面までとする。

(5) 避難経路の確保

緊急時における職員、その他職員、来庁者等の避難経路を確保する必要があるため、防犯性の検討に際しては、避難計画についても同時に検討する。

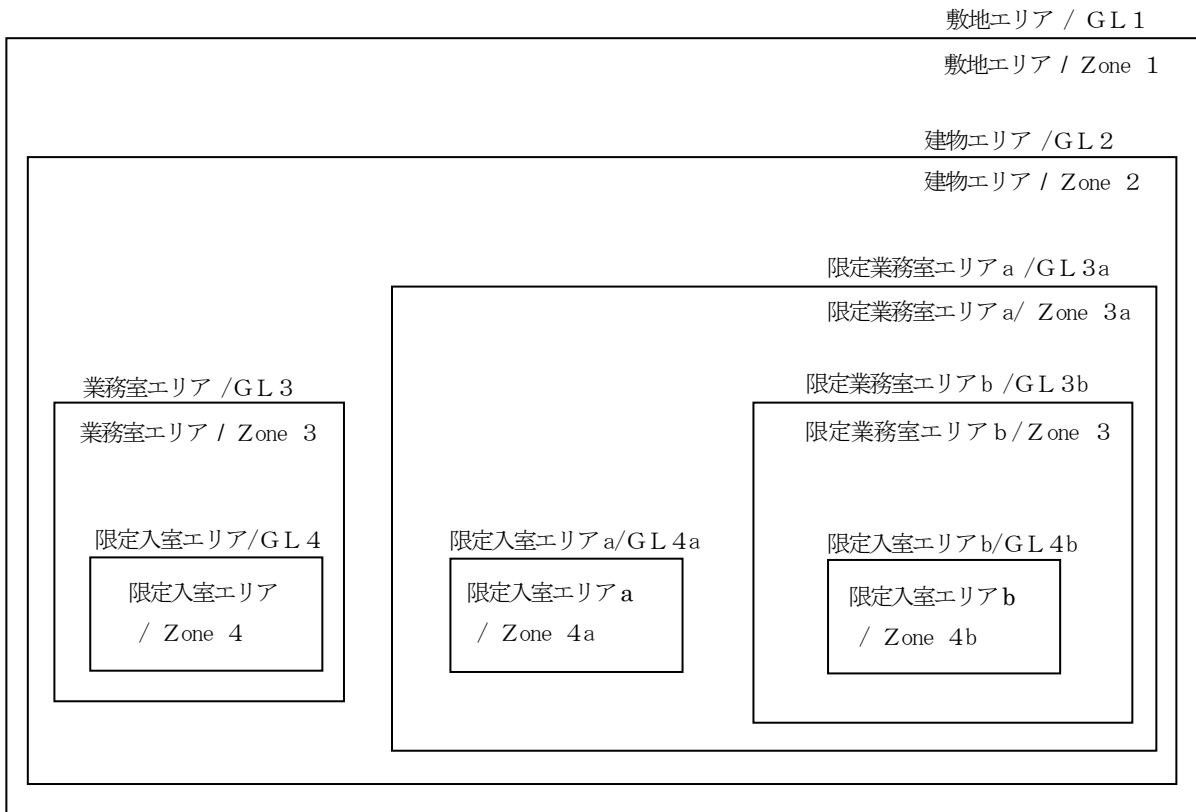
3. 防犯設備に関する事項について

(1) 時間帯を考慮した施設管理

侵入盗の多くは深夜に発生することが多いため、防犯設備は、開庁、閉庁、時間帯による施設管理方法も考慮して、効率的かつ効果的なものとする。

4. 防犯ゾーニングの考え方と防犯エリアの設定

(1) 防犯ゾーニングの考え方は以下による。各部の詳細は「5. 本施設等における各部の具体的な考え方」による。



(2) 防犯エリアの設定は以下による。

防犯エリア	警戒線・警戒域	略称	内容	対象とする室等の分類との関係
敷地エリア	第1警戒線	GL 1	事業敷地外周	事業敷地内の外部空間が該当する。
	第1警戒域	Zone 1	事業敷地外周から本施設等の建物までの区域 (外構、来庁者用駐輪場等)	
建物エリア	第2警戒線	GL 2	本施設の建物外周部 (建物の外壁、開口部等)	分類Ⅲ(※)の室等が含まれるように設定する。
	第2警戒域	Zone 2	来庁者が立入ることができる区域 (エントランスホール、共用廊下、便所等)	
業務室エリア	第3警戒線	GL 3	来庁者の立入り限界 (建具、仕切り壁、カウンター等)	分類Ⅱ(※)の室等が含まれるように設定する。
	第3警戒域	Zone 3	主に職員が使用する室 (一般事務室等)	
限定業務室エリアa	第3a警戒線	GL 3a	当該エリアへの立入り許可のない来庁者の立入り限界 (管理扉等)	
	第3a警戒域	Zone 3a	当該エリアにおける入居官署の職員が立入れる区域(当該エリアにおける入居官署の職員の許可を受けた来庁者が立入れる場合を含む) (当該エリア内の共用廊下、便所等)	
限定業務室エリアb	第3b警戒線	GL 3b	当該エリアにおける入居官署の職員の内、権限のない職員の立入り限界 (管理扉等)	
	第3b警戒域	Zone 3b	当該エリアにおける入居官署の職員の内、限られた職員のみが立入れる区域 (横浜検疫所の検査部門に係る廊下等)	
限定入室エリア	第4警戒線	GL 4	一般職員の立入り限界 (建具、仕切り壁等)	分類Ⅰ(※)の室等が含まれるように設定する。
		GL 4a		
		GL 4b		
	第4警戒域	Zone 4	限られた職員のみが立入ることができ、重要度が高い財産・人物が存在する室(電算室、上級室等)	
		Zone 4a		
		Zone 4b		

※分類：防犯の分類であり、【別添資料4-2】「各室性能表」の防犯の欄に示す。

5. 本施設等における各部の具体的な考え方

(1) 本施設等における各部の具体的な考え方は以下による。人的な対応の具体的な内容は、【別添資料 5-8】「警備に係る要求水準」による。また、「適宜防犯センサ等にて監視する」とした監視の範囲は、2. (2) による。

a. 第1警戒線 (GL1) 及び第1警戒域 (Zone 1)

(a) 第1警戒線 (GL1)

ア. 事業敷地外周のセキュリティ

隣接道路、隣地との境界	全時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・人的に監視 (巡回) 及び監視カメラにて監視する。 ・植栽等により適切に区画する。
車両出入口	全時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・車の出入り状況を監視カメラにて監視する。また、必要に応じて人的に監視する。
	閉庁時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・バリカー等を設置し、不審車両の進入や無断駐車を防止する。 ・夜間や閉庁日等においても官用車が速やかに出入できる。

(b) 第1警戒域 (Zone 1)

ア. 事業敷地外周から本施設及び新設付帯施設までの区域のセキュリティ

外構、来庁者用駐輪場、官用自転車置場 広場 (計画する場合)	全時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・人的な巡回及び監視カメラにて監視する。
	閉庁時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・広場等を計画する場合は、バリカー等計画に応じた適切な方法で閉鎖する。

b. 第2警戒線 (GL2) 及び第2警戒域 (Zone 2)

(a) 第2警戒線 (GL2)

ア. 本施設の建物外周部のセキュリティ

主玄関	全時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラにて監視する。
	開庁時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・人的に監視する。
	閉庁時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・扉を施錠し、開閉を監視する。
最終退館口	全時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラにて監視する。
	開庁時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理室等より人的に監視する。
	閉庁時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎管理室等より人的に監視する。 ・扉を施錠し、開閉を監視する。 ・確認を受けた職員、業務従事者及び来庁者が入館できる。
来庁者用駐車場と本施設との接続口 (設置の場合)	全時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラにて監視する。
	閉庁時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・扉を施錠し、開閉を監視する。
建物外周開口部 (窓、扉等)	全時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・人的に監視 (巡回) 及び適宜監視カメラにて監視する。
	閉庁時間帯	<ul style="list-style-type: none"> ・窓、扉等の建具を施錠し、適宜開閉を監視する。(専用部の施錠は事業外)

イ. 来庁者用駐車場の出入口のセキュリティ

車両の出入口	全時間帯	・人的に監視（巡回）及び監視カメラにて監視する。
	利用時間帯	・カーゲート等により、職員、その他職員、来庁者等の車両が入庫できる。 ・施設整備に加え人的対応により、目的外駐車車両の入庫を抑止する。
	閉鎖時間帯	・建物として駐車場を設ける場合は、管理シャッター等を閉鎖する。
人の出入口	全時間帯	・人的に監視（巡回）及び監視カメラにて監視する。
	閉鎖時間帯	・建物として駐車場を設ける場合は、扉を施錠する。

(b) 第2警戒域 (Zone 2)

ア. 来庁者が立入ることができる区域（共用部）のセキュリティ

エントランスホール、共用廊下、階段室等の共用部	全時間帯	・人的な巡回及び監視カメラにて監視する。
	閉庁時間帯	・無人となった階においては、扉の閉鎖等により共用廊下部分を区画し、防犯センサ等にて監視する。

イ. 来庁者用駐車場の区域のセキュリティ

来庁者用駐車場	全時間帯	・人的な巡回及び監視カメラにて監視する。
	閉鎖時間帯	・計画に応じて防犯センサ等にて監視する。

c. 第3警戒線 (GL 3) 及び第3警戒域 (Zone 3)

(a) 第3警戒線 (GL 3)

ア. 本施設の建物外周部のセキュリティ

専用部の屋外に面する扉（横浜税関の検査場部門等）	当該室の業務時間帯	・監視カメラにて監視する。 ・扉の施錠及びシャッターの開閉は事業外とするが、開閉の状態について事業者が監視する。
	当該室の業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・防犯センサ等で監視する。
共用部の屋外に面する扉（ごみ保管庫等）	全時間帯	・監視カメラにて監視する。
	閉庁時間帯	・扉を施錠し、開閉を監視する。
官用車庫と本施設との接続口（設置の場合）	全時間帯	・監視カメラにて監視する。 ・扉は常時施錠し、カード等により解錠可能とする。

イ. 来庁者の立入り限界のセキュリティ

事務室内の窓口	開庁時間帯	・職員の確認、許可を得る。
	閉庁時間帯	・出入口扉の施錠管理は事業外とするが、開閉の状態について事業者が監視する。
共用部と専用部との境界	当該室の業務時間帯	・共用廊下側における人的な巡回及び監視カメラにて監視する。
	当該室の業務時間帯以外（室内が無人となった時間帯）	・適宜、防犯センサ等で監視する。

ウ. 官用車庫の出入口のセキュリティ

車両の出入口	全時間帯	・監視カメラにて監視する。 ・カーゲートにより、官用車のみが入庫可能とする。
	閉鎖時間帯（閉鎖時間帯については国と協議する）	・管理シャッターを閉鎖し、出入時に都度開閉する。職員、業務従事者により開閉可能とする。
職員の出入口	全時間帯	・監視カメラにて監視する。 ・扉は常時施錠し、カード等により解錠可能とする。

(b) 第3警戒域（Zone 3）

ア. 主に職員が使用する室のセキュリティ

一般事務室	当該室の業務時間帯	・職員の自然監視性による。有事には、職員の通報等により人的に対応する。
	当該室の業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・適宜、防犯センサ等にて監視する。

イ. 官用車庫の区域のセキュリティ

官用車庫	全時間帯	・監視カメラにて監視する。
------	------	---------------

d. 3a 警戒線（GL 3a）及び3a 警戒域（Zone 3a）

(a) 3a 警戒線（GL 3a）

ア. 当該エリアへの立入り許可のない来庁者の立入り限界のセキュリティ

横浜地方検察庁分室	全時間帯	・入退出管理設備にて当該エリアの入居官署の職員が管理する。
	当該室の業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・施錠管理は事業外とするが、開閉の状態について事業者が監視する。
横浜検疫所	当該エリアの業務時間帯	・入退出管理設備にて当該エリアの入居官署の職員が管理する。

横浜検疫所	当該室の業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・施錠管理は事業外とするが、開閉の状態について事業者が監視する。
-------	------------------------	----------------------------------

(b) 3a 警戒域 (Zone 3a)

ア. 当該エリアにおける入居官署の職員が立入れる区域（当該エリアにおける入居官署の職員の許可を受けた来庁者が立入れる場合を含む）のセキュリティ

横浜地方検察庁分室	全時間帯	・監視カメラにて当該エリアの入居官署の職員が監視する。 ・人的対応が必要な場合は、入居官署にて対応をする。有事における事業者の対応は国と協議する。
横浜検疫所	当該エリアの業務時間帯	・扉部分に対して監視カメラにて当該エリアの入居官署の職員が監視する。 ・職員の自然監視性による。また、有事には職員の通報等により人的に対応する。
	当該室エリアの業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・適宜、防犯センサ等にて監視する。

e. 3b 警戒線 (GL 3b) 及び3b 警戒域 (Zone 3b)

(a) 3b 警戒線 (GL 3b)

ア. 当該エリアにおける入居官署の職員の内、権限のない職員の立入り限界のセキュリティ

横浜検疫所	当該エリアの業務時間帯	・入退出管理設備にて当該エリアの入居官署の職員が管理する。
	当該室の業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・施錠管理による。（事業外）

(b) 3b 警戒域 (Zone 3b)

ア. 当該エリアにおける入居官署の職員の内、限られた職員のみが立入れる区域のセキュリティ

横浜検疫所	当該エリアの業務時間帯	・監視カメラにて、出入口部分を当該エリアの入居官署の職員が監視する。 ・職員の自然監視性による。また、有事には職員の通報等により人的に対応する。
	当該室エリアの業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・適宜、防犯センサ等にて監視する。

f. 第4警戒線 (GL 4) 及び第4警戒域 (Zone 4)

(a) 第4警戒線 (GL 4)

ア. 職員の立入り限界のセキュリティ

【別添資料4-2】「各室性能表」 官庁施設の基本的性能基準の欄 防犯「I」と記載の室（上級室等）	当該室の業務時間帯	・入室において、当該部分を使用する特定の職員の確認、許可を得る。
	当該室の業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・施錠し、官署の計画に応じて鍵を管理する。

イ. 官用車庫の車室、車室からの出入口のセキュリティ

専用区画を求め る官用車の車室	全時間帯	・専用区画シャッターは、当該入居官署の職員が開閉を管理する。
横浜地方検察庁 分室に係る官用 車の車室の出入 口（通用口を含 む）	全時間帯	・監視カメラにて当該入居官署の職員が監視する。 ・専用区画シャッターは、当該入居官署の職員が管理する。 ・通用口を設ける場合は、常時施錠し、入退出管理設備にて当該入居官署の職員が管理する。 ・施錠管理は事業外とするが、計画により本施設に直接出入出来る場合は、開閉の状態について事業者が監視する。

(b) 第4警戒域 (Zone 4)

ア. 限られた人のみが立入ることができ、重要度が高い財産・人物が存在する室のセキュリティ

【別添資料4-2】「各室性能表」 官庁施設の基本的性能基準の欄 防犯「I」と記載の室（上級室等）	当該室の業務時間帯	・職員の自然監視性による。有事には、職員の通報等により人的に対応する。
	当該室の業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・適宜、防犯センサ等にて監視する。

イ. 官用車庫の車室のセキュリティ

専用区画を求め る官用車の車室	全時間帯	・監視カメラにて、出入口部分を当該エリアの入居官署の職員が監視する。
--------------------	------	------------------------------------

g. 第4警戒線 (GL 4a) 及び第4警戒域 (Zone 4a)

(a) 第4警戒線 (GL 4a)

ア. 職員の立入り限界のセキュリティ

横浜地方検察庁 分室 【別添資料4-2】「各室性能表」 官庁施設の基本的性能基準の欄 防犯「I」と記載の室（上級室等）	当該室の業務時間帯	・入退出管理設備にて当該官署の職員が管理する。
	当該室の業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・施錠し、当該官署の計画に応じて鍵を管理する。

(b) 第4警戒域 (Zone 4a)

ア. 限られた人のみが立入ることができ、重要度が高い財産・人物が存在する室のセキュリティ

横浜地方検察庁 分室 【別添資料4-2】「各室性能表」 官庁施設の基本的性能基準の欄 防犯「I」と記載の室（上級室等）	当該室の業務時間帯	・職員の自然監視性による。有事には、職員の通報等により人的に対応する。
	当該室の業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・適宜、防犯センサ等にて監視する。

h. 第4警戒線 (GL 4b) 及び第4警戒域 (Zone 4b)

(a) 第4警戒線 (GL 4b)

ア. 職員の立入り限界のセキュリティ

横浜検疫所 【別添資料4-2】「各室性能表」 官庁施設の基本的性能基準の欄 防犯「I」と記載の室（上級室等）	当該室の業務時間帯	・入退出管理設備にて当該官署の職員が管理する。又は入室において、当該部分を使用する特定の職員の確認、許可を得る。
	当該室の業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・施錠し、当該官署の計画に応じて鍵を管理する。

(b) 第4警戒域 (Zone 4b)

ア. 限られた人のみが立入ることができ、重要度が高い財産・人物が存在する室のセキュリティ

横浜検疫所 【別添資料4-2】「各室性能表」 官庁施設の基本的性能基準の欄 防犯「I」と記載の室（上級室等）	当該室の業務時間帯	・職員の自然監視性による。有事には、職員の通報等により人的に対応する。
	当該室の業務時間帯以外（無人となった時間帯）	・適宜、防犯センサ等にて監視する。

6. 職員の退館及び入館方法

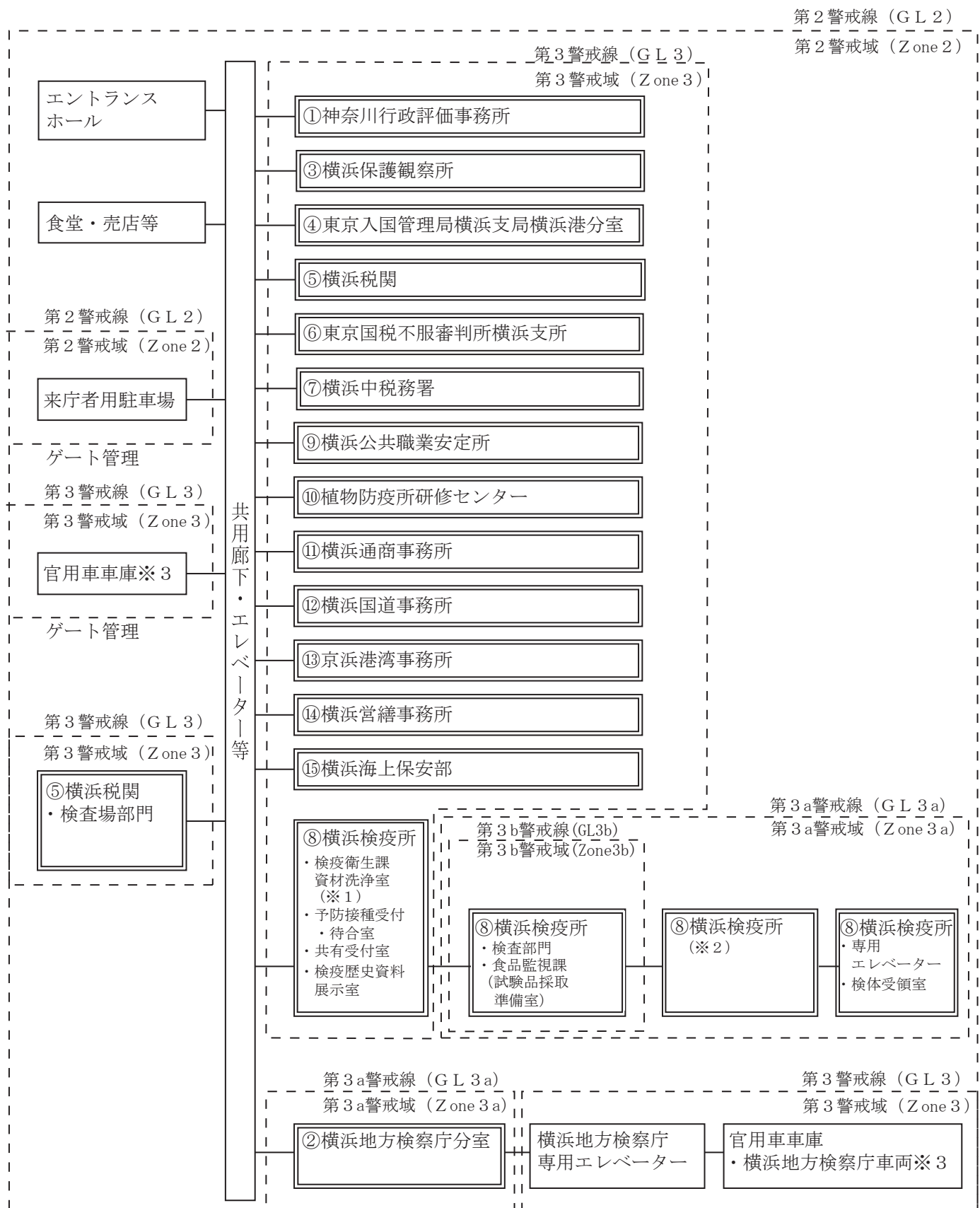
(1) 職員の退館、入館方法は以下による。

職員の退館方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務が終了し最終の退館者となった職員は、室内（鍵保管装置により管理する鍵の区画内）が無人となった事を確認し、当該鍵を鍵保管装置に保管し、防犯センサ作動装置で防犯センサ等を作動させる。 2. 最終退館者として記帳等を行ない、最終退館口から退館する。
職員の入館方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最初の入館者となる職員は、最終退館口から入館し、防犯センサ作動装置で防犯センサ等を解除し、鍵保管装置から鍵を取り出す。 2. 最初の入館者として記帳等により記録し、入館する。

7. セキュリティ相関図

本施設及び新設付帯施設の共用部及び入居官署専用部相互の関係は以下の通りとする。

※下記は主なゾーニングを示す。各室の性能については【別添資料4-2】「各室性能表」による。



凡例

 	入居官署専用部	 	その他
---	---------	---	-----

- ※ 1 官用車庫内に設ける場合は、官用車庫に倣う。
- ※ 2 詳細は【別添資料4-2-6】「室別特記仕様書」による。
- ※ 3 専用区画内の車室は、第4警戒線/第4警戒域とする。